

青森県報

号外第五十号

令和六年

八月五日

(月曜日)

目 次

内水面漁場管理委員会

○内水面におけるニホンウナギの採捕の制限に係る指示……

海 区 漁 業
調 整 委 員 会
事 務 局

… 一

内水面漁場管理委員会

青森県内水面漁場管理委員会指示第二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項及び第七十一條第四項の規定に基づき、ニホンウナギ資源の保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年八月五日

青森県内水面漁場管理委員会

会 長 濱 田 正 隆

一 採捕の禁止

青森県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体をなす水面において十月一日から翌年五月三十一日までの間はニホンウナギを採捕してはならない。ただし、青森県漁業調整規則（令和二年十一月青森県規則第五十九号。以下「規則」という。）第四条第一項及び第四十八條第一項に基づく知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。

二 大きさの制限

青森県内の公共の用に供する河川等の内水面及びこれと連接一体をなす水面において九月一日から同月三十日まで及び翌年六月一日から八月三十一日までの間は、

全長四十七センチメートル以下のニホンウナギを採捕してはならない。ただし、規則第四条第一項及び第四十八條第一項に基づく知事の許可を受けた者が、当該許可の範囲内で採捕する場合を除く。

三 制限期間

令和六年九月一日から令和七年八月三十一日まで

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭